

鳥取県高等学校体育連盟主催大会
部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

鳥取県高等学校体育連盟

鳥取県高等学校体育連盟主催大会
部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程

1 趣旨

本規程は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を確保するために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

なお、部員不足に伴う複数校合同チーム(以下「合同チーム」という。)で参加する場合は下記「5 大会参加のための条件」を満たしているとともに、専門部が定める「専門部別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

2 導入時期

令和5年4月1日より導入する。

3 複数校合同チーム対象競技種目

原則として個人種目のない以下の団体競技とする。

水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー(計9競技)

4 大会参加についての考え方

(1) 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

①全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、合同チームの参加を認めることとする。

②合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

(2) 学校の統廃合(設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ)に伴う複数校合同チームの大会参加について

①学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

②統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

③同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

5 大会参加のための条件

- (1) 勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。
勝利至上主義的な発想とは、当該校の学校規模と比較し、極端に少数精鋭の部員のみの場合や、他に相応しい学校があるにもかかわらず特定の学校と編成する場合をいう。
- (2) 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- (3) 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- (4) 合同チームの編成期間は、各大会の予選会参加申込から当該大会（当該上位大会も含む）終了時までとする。
・特例(前年度からの合同チーム継続延長の場合)]
一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に合同チームで全国高等学校総合体育大会の予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、継続延長申請書（様式4）を申請することで、当該合同チームでの大会の参加を延長することができる。
- (5) 大会エントリー時点で合同チームとして参加申込を行った後、新入生の入部等により、2チームが双方、または片方の学校の部員不足が解消した場合も、当該大会(上位大会も含む)終了までは合同チームとして大会出場を継続することになる。また、エントリー後に入部した新入生等の大会出場については、原則認められるものと考えられるが、競技特性に基づく対応に違いがあることから、競技別ガイドラインの内容に沿っての対応となる。
- (6) 合同チームのいずれかの学校について、「代表校」として設定すること。なお、合同チームの編成が複数地区をまたぐ場合（専門部によっては不可）、在籍生徒数が一番多い学校（同数の場合、代表引率者の学校）が代表校となり、その学校が所属する地区からの参加とする。
- (7) 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校が取りまとめて行うこと。
- (8) 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は部活動指導員とする。やむを得ず代表引率とする場合は、引率者の学校長が事前に高体連へ相談すること。ただし、部活動指導員は当該校の生徒のみ引率可能なため代表引率者にはなれない。
※部活動指導員に当該校の引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。
（部活動指導員（届出書））
- (9) 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入すること。
- (10) 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

6 大会参加のための手続き

- (1) 合同チームによる大会参加を希望する学校は、事前に各専門部に相談し、内諾を得たうえで、該当の学校長連名により、各高体連主催大会の申し込み締め切り(地区の予選会がある場合はその申し込み締め切り)までに、県高体連会長の承認を得ておくこと。

- (2) 申請については、申請書(様式1)を県高体連に、申請書(様式2)を各専門部に提出すること。県高体連と専門部が協議の上、県高体連会長が大会参加を認めた場合は、県高体連事務局より承認回答書(様式3)を申請校に通知する。
- (3) [特例(前年度からの継続延長)] についての申請については、年度初めの複数校合同チーム申請書(様式1)の提出時に、複数校合同チーム継続延長申請書(様式4)を添えて県高体連事務局に提出すること。

様 式 一 覧

様式 1	合同チーム編成承認申請書【代表校→県高体連】
様式 2	合同チーム編成承認申請書【代表校→各専門部】
様式 3	合同チーム編成承認回答書 【県高体連→代表校・各専門部】
様式 4	複数校合同チーム継続延長申請書

